

払戻金

採用決定者が契約企業に出社した後、3ヶ月以内の期間内に退職した場合には、受領した手数料の内、以下の計算式によって算定した金額に消費税及び地方消費税を付加した額を甲に返還するものとする。

但し、甲の経営上の事由による会社都合退職の場合には、払戻金制度は適用されないものとする。

- 1ヶ月以内で退職した場合 手数料の50%
- 1ヶ月超3ヶ月以内で退職した場合 手数料の30%